

国民健康保険制度の見直しに関する提言

平成 26 年 7 月 15 日

全 国 知 事 会

国は、全国知事会に国保基盤強化協議会への参加を要請するに当たり、「国民健康保険に対する財政支援の拡充をしっかりと行い、財政上の構造的な問題の解決に責任をもって取り組む」旨を表明した。

国民皆保険制度の最後の支え手である国保を将来にわたって持続可能なものとするためには、国保の被保険者の負担が限界に近づいていることを踏まえ、「あるべき保険料水準」について十分議論した上で、極めて高い被用者保険との保険料負担の格差をできる限り縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要である。

それにもかかわらず、国は、被用者保険との保険料負担の格差に係る議論を十分に行わないばかりか、このたび提示された「国民健康保険の見直し（中間整理）」案においても、未だ構造問題解決のための具体策を明らかにしていない。

我々都道府県は、国保の構造的な問題が解決され持続可能な制度が構築されるならば、市町村とともに積極的に責任を担う覚悟である。

国は、こうした状況を改めて認識し、その責任において、将来にわたり国民が安心して医療を享受できる国保制度を構築すべきである。

以上のことを踏まえ、今後の国保基盤強化協議会をはじめとした国保の見直しの協議に向けて、次のとおり強く要請する。

今後、国が構造問題解決への道筋を明確に示さずに、都道府県と市町村の役割分担についての議論のみを進めようとする場合には協議から離脱する。

記

- 1 全国知事会が財政上の構造的な問題の解決策として受け入れることが可能かを判断するのに支障をきたすことのないよう、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国保の支援に優先的に活用することはもとより、抜本的な財政基盤強化の具体策を、追加国費の規模も含めて一刻も早く提示すること。

また、今後増嵩する医療費に対して、被保険者に過度な負担を負わせることなく、将来にわたり国保の持続可能性を担保するための制度的措置を講じること。

解決策の決定に当たっては、全国知事会をはじめ地方と十分に協議し、その意見を反映させること。

2 役割分担については、現在、国保基盤強化協議会で、財政上の構造問題の解決を前提とし、その解決に必要な範囲で議論を行っているところである。

プログラム法にあるとおり財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課・徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、また、被保険者の利便性や制度の一体性・安定性を損なうことのないよう、都道府県と市町村において適切に権限と責任を分担するための方策について、引き続き十分に議論すること。

3 乳幼児医療費助成等の地方単独事業に対する国民健康保険の国負担金の減額措置については、本来国が全国統一的に行うべき子育て・少子化対策等に関する地方の努力に反し、地方のみに責任を負わせるものであるため、廃止すること。